

新本庁舎の整備に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第12号

新本庁舎の整備に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取市福祉事務所設置条例の一部改正)

第1条 鳥取市福祉事務所設置条例(昭和26年鳥取市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「鳥取市富安二丁目」を「鳥取市幸町」に改める。

(鳥取市公民館条例の一部改正)

第2条 鳥取市公民館条例(昭和35年鳥取市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「鳥取市上魚町」を「鳥取市幸町」に改める。

(鳥取市少年愛護センター条例の一部改正)

第3条 鳥取市少年愛護センター条例(平成3年鳥取市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「鳥取市上魚町」を「鳥取市幸町」に改める。

(鳥取市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(平成28年鳥取市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「鳥取市富安二丁目138番地4」を「鳥取市幸町」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第4条の規定は令和元年10月15日から、第2条及び第3条の規定は令和元年11月5日から施行する。